

「代理店の設置等に関する基本要領」中一部改正

○ 5. (1) を横線のとおり改める。

(1) 代理店、歳入代理店、歳入復代理店もしくは歳入復々代理店の事務の取扱いを希望する金融機関、歳入金等の受入れの事務を復託することを希望する金融機関または歳入復代理店が行っている歳入金等の受入れの事務をさらに復託することを希望する金融機関が次の条件を満たす場合には、当該金融機関の経営の内容に問題がないものと判断する。

イ、当該金融機関がすでに初回の決算（中間決算を含む。以下イ、において同じ。）を行っている場合は、当該金融機関に適用される法令に基づいて算出された連結および単体自己資本比率（ただし、外国銀行については、その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988年7月バーゼル銀行監督委員会）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004年6月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制であって当該外国銀行が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率とする。以下同じ。）ならびに当該金融機関を子会社とする銀行持株会社がある場合における当該銀行持株会社の連結自己資本比率が、直前の決算期末において、国際統一基準（銀行持株会社については第一基準とする。以下同じ。）の適用先（外国銀行を含む。）にあっては8%以上、国内基準（銀行持株会社については第二基準とする。以下同じ。）の適用先にあっては4%以上である次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める基準を満たすこと。また、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先は、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。

ただし、当該金融機関の経営の内容（直前の決算期末以降の状況変化を含む。）に照らして、上記次の各号に定める自己資本比率の維持が困難と認められる事情があるとき、または流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、条件基準を満たすものとして取扱わない。

(イ) 株式会社商工組合中央金庫および外国銀行を除く金融機関

a. 当該金融機関に適用される法令に基づいて算出された連結および単体自己資本比率が、国際統一基準の適用を受ける先については普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上、国内基準の適用を受ける先については4%以上であること。

これに加えて、当該金融機関を子会社とする銀行持株会社があるときは、当該銀行持株会社に適用される法令に基づいて算出された連結自己資本比率が、国際統一基準の適用を受ける先については普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上、国内基準の適用を受ける先については4%以上であること。

b. 国際統一基準または国内基準の何れの適用も受けない先については、業務の内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。

(ロ) 株式会社商工組合中央金庫

同庫が、同庫に適用される法令に基づいて算出される連結および単体自己資本比率について、普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上を目標とし、自己資本の充実に努めていること。

(ハ) 外国銀行

a. その母国において「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（2010年12月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該規制により算出された自己資本比率が、普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。

b. その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988年7月バーゼル銀行監督委員会）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004年6月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該外国銀行が現に適用を受ける規制により算出された自己資本比率が8%以上であること。

c. 上記a. またはb. の規制の適用を受けない先については、銀行法に準じて算出される当該外国銀行にかかる自己資本比率が、普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。

ロ、当該金融機関が初回の決算（中間決算を含む。）を行っていない場合は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める基準を満たすこと。

ただし、当該金融機関がこの基準を満たしている場合であっても、当該見込み計数が確実でないと認められるとき、または流動性リスク管理

が適切でないと思われる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、基準を満たすものとして取扱わない。

(イ) 外国銀行を除く金融機関

a. 国際統一基準の適用を受ける先または国内基準の適用を受ける先については、当該金融機関先が提出する開業後3年間の決算（年度決算に限る。）期末の連結および単体自己資本比率（当該金融機関先を子会社とする銀行持株会社がある場合には、当該銀行持株会社における連結自己資本比率を含む。）の見込み計数が、国際統一基準適用先（外国銀行を含む。）にあつては8%以上、国内基準適用先にあつては4%以上であるイ、(イ) a. の基準を満たすこと。

b. また、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しないの適用も受けない先については、当該先が提出する業務内容等の見通しに照らして、開業後3年間の自己資本の充実の状況が適当であると見込まれること。

(ロ) 外国銀行

当該外国銀行が提出する開業後3年間の決算（年度決算に限る。）期末の自己資本比率の見込み計数が、イ、(ハ) の基準を満たすこと。

~~ただし、当該金融機関がこの条件を満たしている場合であっても、当該見込み計数が確実でないとき、または流動性リスク管理が適切でないと思われる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、条件を満たすものとして取扱わない。~~

(附 則)

5. (1)イ、およびロ、に定める自己資本比率は、普通株式等Tier 1比率については、2013年3月31日から2014年3月30日までの間は3.5%以上、2014年3月31日から2015年3月30日までの間は4%以上とし、Tier 1比率については、2013年3月31日から2014年3月30日までの間は4.5%以上、2014年3月31日から2015年3月30日までの間は5.5%以上とする。